

各高齢者施設等管理者 様

福島県高齢福祉課長
(公 印 省 略)

福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金
の申請書受付開始について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県では、各施設等の安定したサービスの提供を支援するため、原油価格・物価高騰の影響により経費の負担増となっている光熱費及び車両に係る燃料費の負担増分について、令和 4 年 4 月から 9 月分までの事業者の負担増に対して補助を行ったところですが、このほど、令和 4 年 4 月から 9 月分に係る申請書の受付を再開するとともに、下記のとおり新たに令和 4 年 1 0 月から 1 2 月分に係る補助金の申請書受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 補助金対象法人

県内において高齢者施設等を運営する法人等（ただし、国・独立行政法人及び地方公共団体を除く）。

※補助金の申請は法人単位となります。

2 高齢者施設等の範囲、補助対象経費及び補助額等

別紙のとおり

3 申請書等の様式

福島県保健福祉部高齢福祉課のホームページからダウンロードしてください。

（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/genyu-bukka.html>）

4 申請受付開始及び申請期限

令和 5 年 4 月 1 3 日（木）から受付開始いたします。

申請期限は、令和 5 年 6 月 3 0 日（金）までの必着でお願いします。

5 申請方法・問い合わせ窓口

申請書等は、下記の事務局へ郵送でお送りください。

また、御不明な点がございましたら下記の事務局までお問い合わせください。

郵送先及び問い合わせ窓口：【福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業 事務局】

○住所：〒960-8031

福島県福島市栄町 6 - 6 ユニックスビル 7 階

〔高齢者施設等の窓口〕

《専用フリーダイヤル》：0 1 2 0 - 2 7 7 - 7 5 4

《専用メールアドレス》：kaigo_info@persol-tempstaffkamei.co.jp

上記専用フリーダイヤルの受付時間：月曜日から金曜日までの 8 時 30 分～17 時 00 分
（土日・祝日除く）

※県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について、パーソルテンプスタッフカメイ(株)へ委託して実施しております。

1 高齢者施設等の範囲

(1) 入所系事業所

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 通所系事業所

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(3) 訪問系事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

2 補助対象経費及び補助額（令和4年4月から9月分）

(1) 光熱費

ア 補助対象経費

高齢者施設等が事業に使用する建物・設備等に係る光熱費で（水道料金は除く）、令和3年分（令和3年4月から同年9月分まで）の合計額と、令和4年分（令和4年4月から同年9月分まで）の合計額を比較して、令和3年分より令和4年分の額が大きい場合に限り、令和3年分と令和4年分の差額を補助対象経費とする。

イ 補助率

1/2以内

ウ 算定方法

補助額は、補助対象経費の1/2以内の額とし、上限額と比較して小さい方の額。

エ 上限額

対象	入所系事業所				通所系・訪問系事業所
	81名以上	51名以上	30名以上	29名以下	定員なし
上限額	1,000,000円	800,000円	500,000円	300,000円	100,000円

(2) 車両の燃料費

ア 補助対象経費

高齢者施設等が利用者の送迎・居宅への訪問等、サービス提供のために使用する車両で、令和4年4月から同年9月の間に使用した車両を補助対象とし、車両種別毎の補助基準単価に社会福祉施設等が事業に使用する車両台数を乗じて得た合計額を補助対象経費とする。

ただし、当該額と上限額を比較して小さい方の額が補助額となる。

イ 補助基準単価・上限額

対象	通所系事業所・訪問系事業所		
	福祉車両等	ガソリン車	ディーゼル車
単価		10,000円/台	8,000円/台
	軽・普通自動車		5,000円/台
上限額	1事業所当たり 50,000円		

3 補助対象経費及び補助額（令和4年10月から12月分）

(1) 光熱費

ア 補助対象経費

高齢者施設等が事業に使用する建物・設備等に係る光熱費で（水道料金は除く）、令和3年分（令和3年10月から同年12月分まで）の合計額と、令和4年分（令和4年10月から同年12月分まで）の合計額を比較して、令和3年分より令和4年分の額が大きい場合に限り、令和3年分と令和4年分の差額を補助対象経費とする。

イ 補助率

1 / 2 以内

ウ 算定方法

補助額は、補助対象経費の 1 / 2 以内の額とし、上限額と比較して小さい方の額。

エ 上限額

対象	入所系事業所				通所系・訪問系事業所
	81名以上	51名以上	30名以上	29名以下	
定員	81名以上	51名以上	30名以上	29名以下	定員なし
上限額	500,000円	400,000円	250,000円	150,000円	50,000円

(2) 車両の燃料費

ア 補助対象経費

高齢者施設等が利用者の送迎・居宅への訪問等、サービス提供のために使用する車両で、令和4年10月から同年12月の間に使用した車両を補助対象とし、車両種別毎の補助基準単価に社会福祉施設等が事業に使用する車両台数を乗じて得た合計額を補助対象経費とする。

ただし、当該額と上限額を比較して小さい方の額が補助額となる。

イ 補助基準単価・上限額

対象	通所系事業所・訪問系事業所		
	福祉 車両等	ガソリン車	ディーゼル車
単価			5,000円/台
		軽・普通自動車	4,000円/台
上限額			2,500円/台
		1事業所当たり	25,000円

4 他の地方公共団体の補助金等を受けている場合の特例

(1) 光熱費について

運営法人等が「物価高騰等対策に係る他の地方公共団体の補助金等」(以下「他の補助金等」という。)の交付を受けている場合であって、当該他の補助金等の光熱費に係る交付額と本補助金の光熱費に係る補助所要額(補助対象経費の2分の1の額と上限額を比較して少ない方の額)の合計額が補助対象経費を超えるときは、その超える額について、本補助金の光熱費に係る補助所要額から差し引いた額を補助額とする。

(2) 燃料費について

運営法人等が車両に係る燃料費の他の補助金等を受けている場合は、その補助の対象となっている車両については、補助対象とすることができない。